

公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会 特別会員及び賛助会員規程

(目的)

第1条 公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会（以下「本会」という。）定款第5条第1項第2号及び第3号に定める特別会員及び賛助会員については、この規程に定めるところによる。

(特別会員及び賛助会員の種類)

第2条 特別会員及び賛助会員は、本会の趣旨に賛同するものであり、種類は、次のとおりとする。

1. 特別会員

- A 本会の正会員である国民健康保険直営診療施設（以下「施設」という。）に併設された保健・福祉施設、又は施設との機能連携のもとに事業を実施する保健・福祉施設の責任者
- B 地方公共団体立として設立された病院の責任者
- C A・B以外で、地方公共団体が出資して設立された病院の責任者

2. 賛助会員

本会の趣旨に賛同する団体及び企業の責任者並びに個人

(権利義務)

第3条 特別会員及び賛助会員は、本会が実施する各種の事業に参加することができる。ただし、本会が他の団体より委託を受け、実施する事業には、委託内容によって、参加することができない場合がある。

また、特別に、本会の正会員のみの事業を行う場合も同様とする。

- 2 特別会員及び賛助会員は、本会会費規程に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、特別会員及び賛助会員について必要があるときは、本会会長が別に定める。

附則

1 附 則

この規程は、総会の議決を経て施行し、平成26年4月1日から適用する。

(平成25年10月9日理事会議決)

(平成26年3月19日臨時総会議決)